

大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため
配慮すべき事項についての意見

1 大規模小売店舗の名称

(仮称)スーパーデリシャスヒロ海南重根店

2 大規模小売店舗立地法第8条第1項 に基づく市町村からの意見【海南省】

- (1) 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)及び振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)で定められた建設作業を行い又は施設を設置する際には、届出を行うこと。
- (2) 景観法(平成 16 年法律第 110 号)に基づき、行為の着手予定日の 30 日前までに届出を行うこと。
- (3) 市道及び法定外公共物等へ影響を及ぼす工事を行う場合は、事前に海南省管理課と協議すること。

※大規模小売店舗立地法第8条第2項 に基づく住民等からの意見はありませんでした。